

平成23年6月24日  
福島県商工労働部経営金融課  
(公財)福島県産業振興センター

### 特定地域中小企業特別資金に係る第1回貸付実行について

福島県と経済産業省との基本合意を踏まえ創設した「特定地域中小企業特別資金」については、6月1日から公益財団法人福島県産業振興センターで受付を開始しておりますが、審査委員会の審議を経て貸付承認された事業所に対して、本日、第1回貸付が実行されますのでお知らせいたします。

なお、これまで84件の申し込みがあり、今後も順次貸付実行される予定です。

#### 記

1. 貸付実行日 平成23年6月24日(金)
2. 貸付件数 11件
3. 貸付額 254百万円
4. 特定地域 警戒区域(10件)、計画的避難区域(1件)
5. 業種 建設業(4件)、製造業(3件)、産業廃棄物処理業(1件)  
飲食業(1件)、石油類販売業(1件)、食料品販売業(1件)

#### (参考)

##### 「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所の事故により、県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な資金を無利子・無担保で貸し付ける制度。(事業規模 421億円)

- 対象者 「警戒区域」、「計画的避難区域」、緊急時避難準備区域」と指定された区域(特定地域)に事業所を有し移転を余儀なくされる中小企業等
- 資金使途 県内で事業を継続・再開するために必要な事業資金
- 貸付限度額 3,000万円以内
- 貸付期間 20年以内(うち据置5年以内)
- 貸付利率 無利子
- 担保 無担保
- 保証人 代表者保証(法人の場合)

#### 【本件の問合せ先】

福島県商工労働部経営金融課	電話：024-521-7291
主任主査 三瓶芳和	県庁内線 2969
公益財団法人福島県産業振興センター	
原発災害対策特別融資チーム	電話：024-525-4019